

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学に国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。</p> <p>第2条 会館は、その施設を外国人研究者及び外国人留学生の宿泊その他国際交流に関する事業の用に供し、もつて、教育研究の国際交流の促進に資することを目的とする。</p> <p>第3条 会館に、次の施設を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 みささぎ分館</p> <p>第4条 会館に館長を置き、総長をもつて充てる。</p> <p>2 館長は、館務を掌理する。</p> <p>第5条 第3条に定める各施設に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事及び会館主事補佐を置くことができる。</p> <p>2 会館主事及び会館主事補佐は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。</p> <p>3 会館主事及び会館主事補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第6条 会館の使用に供する施設は、次のとおりとする。 研究者宿泊室 留学生宿泊室 会議室 談話室 和室 図書室 その他共用施設 (中 略)</p> <p>第17条 会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、国際担当の理事が別に定める。</p> <p>第18条 会館に関する事務は、企画・情報部国際交流課において処理する。</p>	<p>第1条 京都大学に国際交流会館を置く。</p> <p>第2条 国際交流会館は、その施設を外国人研究者及び外国人留学生の宿泊その他国際交流に関する事業の用に供し、もつて、教育研究の国際交流の促進に資することを目的とする。</p> <p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 みささぎ分館</p> <p>第4条 国際交流会館に館長を置き、総長をもつて充てる。</p> <p>2 館長は、館務を掌理する。</p> <p>第5条 第3条に定める各会館に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事及び会館副主事（以下「会館主事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 会館主事等は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。</p> <p>3 会館主事等の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、会館主事等に関し必要な事項は、国際担当の理事が定める。</p> <p>第6条 国際交流会館の使用に供する施設は、次のとおりとする。 研究者宿泊室 留学生宿泊室 会議室 談話室 和室 図書室 その他共用施設</p> <p>第17条 国際交流会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、国際担当の理事が別に定める。</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、企画・情報部国際交流課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>